

はじめに

国においては、「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みが始まっています。「一億総活躍社会」とは、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが活躍できる社会、一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの存在を認め合い、それぞれが生きがいを感じる事ができる社会です。この実現に向け、「希望を生み出す強い経済」「夢を育む子育て支援」「安心につながる社会保障」の3本の矢が打たれることとなります。この中には、「地域づくり」や「包括的・総合的な相談支援システム」等、当社会福祉協議会が取り組む課題も多く見受けられます。

このような状況や取り組みを背景に、当社会福祉協議会では、次の事業方針を掲げ、平成28年度の事業を推進します。

事業方針

1. 住民が主体となって取り組む地域づくりの推進・支援

福祉目標である「小さなまちの大きなおうち ～ふれあい語りあい ささえあいの地域(まち)づくり～」の実現に向け、自治会といった誰もが身近に感じる生活圏域において、住民自らが生活・福祉課題に気づき、解決に向け、地域住民と専門職などが協働して取り組む地域づくりを支援します。

2. 地域で安心して暮らすことを支援する組織としての資質の向上
福祉サービス事業に従事する職員として、地域福祉を推進する社会福祉協議会の職員として、一人ひとりが個別支援のみならず地域支援も一体的に取り組める組織を目指し、人材育成に取り組めます。

重点目標

1. 第4次地域福祉推進計画に基づき、次のことに取り組みます
①「支えあいマップづくり」や「助けられ上手講座」を通して、住民の皆さんが地域の福祉課題に気づき、課題解決のために取り組む仕組みづくり
②住民の皆さんとともに地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会の組織づくりおよびコミュニケーションの育成
2. ボランティアセンターにおいては、ボランティア活動および福祉教育を推進するとともに、災害時のボランティア活動についても取り組みます。
3. 介護保険法・障害者総合支援法等の事業者として、利用者のニーズを的確に把握し、各職員が専門性を発揮し、利用者本位で地域に密着したサービスを展開します。
4. 福祉会館・福祉しあわせセンター・デイサービスセンターの指定管理者として、効果的、効率的な運営を図ると共に利用者ニーズを的確に把握し、多くの方に利用いただける施設を目指します。

事業計画

〔I〕 在宅福祉活動

※ 表内 ★印＝受託事業 ☆＝町との共同事業 ◎＝新規事業

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅高齢者地域生活支援サービス	老人給食サービスの実施	3,625 千円	S55.7	地域在宅高齢者の栄養と健康面の改善を図るとともに地域との交流を深め、在宅高齢者の福祉の推進を図る。
	事業内容	毎週木曜日の夕食の配食（8月以外）。利用者負担200円 ①町内に子どもが居住していない70歳以上のひとり暮らしの方 ②身障手帳3級以上をもっている方がいる高齢者世帯の方 ③夫婦の年齢が合わせて160歳を超える高齢者夫婦世帯の方 ④その他、特別な理由があり、運営委員会で認められた場合		
	年次目標	・申請者のアセスメントを行い在宅生活での栄養状況、生活状況を把握する。関係する地域の協力者、専門職との連携をはかり、利用者の在宅生活を支え見守り活動としてネットワークの構築をはかる。 ・将来にわたり、事業を継続していくための実施体制について検討する。		
	★寝具乾燥消毒サービスの受託	491 千円	H13.7	在宅の高齢者及び障害者に対して、寝具類等の乾燥消毒を行うことにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって保健福祉の向上を図る。
事業内容	居室に寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等を乾燥消毒する。 ①65歳以上の単身世帯②65歳以上のみの世帯③身体障害者手帳1,2級か療育手帳所持者の単身世帯④重度心身障害者のみの世帯⑤重度心身障害者と65歳以上の世帯⑥その他 原則1回/月、3枚/回。利用料300円/回			
年次目標	社協だよりによる広報や地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への事業紹介を通して、より多くの方に利用していただくよう取り組む。			
福祉機器の貸出事業		20 千円	H25.4	播磨町に在住する者に対し福祉機器を貸出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。
事業内容	播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸出する。ただし、他のサービスを受けることができない方は対象外とする。			
年次目標	急を要する場合に対応した中、長期の利用が必要な方については、地域包括支援センター等と連携しながら、相談に応じ、継続的に利用できるように支援する。			

	★手話奉仕員養成事業の受託	1,216千円	H17.6	手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障害者の利便性を図り、社会参加を推進する。
	事業内容	講師として、兵庫県聴覚障害者協会、稲美町ろうあ協会、播磨町聴覚障害者部会たいよう、手話サークルはりま等に依頼し、初級講座を開催する。		
	年次目標	実施期間が長期に渡るが、継続した出席が出来るように、講師と共に、受講者同士のつながりが作りや、より手話への関心を高めていける工夫を行う。また、講座修了後も継続した学習に取り組んでもらえるように、活動の現状についても適宜内容に盛り込んでいく。		
	★生活訓練事業の受託	2,306千円	H18.4	障害児の長期休業中における自立支援として、日常生活や社会生活上必要な訓練、指導及びリハビリ活動を通じての交流を目的とする。
	事業内容	夏休みの長期休業中の小学校の特別支援学級生や特別支援学校生に対し、個人の能力に応じた買物や調理・清掃など日常生活訓練やレクリエーション活動などを通じて、他の学校の友達とふれあい、交流を持つ。		
	年次目標	参加児童が過ごしやすく、また楽しんで関わりが持てるようなプログラム作りに努める。また、住民の障害に対する理解を促すきっかけとなることを目指し、スタッフとして、もしくはボランティアとして幅広く参加していただけるようにはたらきかける。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
その他生活支援活動	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	270千円	H12.4	判断能力に不安がある高齢者・知的障害者・精神障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い、在宅生活を支援する。
	事業内容	基幹型社協の専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し支援する。 ①福祉サービスを利用できるようにお手伝い ②生活に必要なお金の管理のお手伝い ③通帳や書類などのお預かり		
	年次目標	利用者が増える中、利用相談・生活支援員のサポート等に対応できる体制を整え、利用者がいつまでも安心・安全に在宅生活ができるよう支援する		
	★権利擁護支援事業	1,332千円	H25.4	高齢者・障害者等への虐待及びその他の権利侵害の防止策や権利を守るための支援策など権利擁護に関する課題等について検討し、権利擁護の意識に満たなまちづくりを推進する。
	事業内容	虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ、権利擁護の意識の醸成を行うとともに、見守りや権利擁護支援が必要な高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。		
	年次目標	成年後見制度・虐待・消費者被害を柱とし、講演会等を通して、普及・啓発に取り組むとともに、権利擁護まちづくり委員会において、播磨町における権利擁護センター等の機能を構想するとともに、設置に向けて働きかけを行う。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
児童福祉活動	おもちゃルーム さらさらの開設	40 千円	H18.4	おもちゃを使っての遊びの楽しさ・おもしろさの中から、子どもの自発性や創造性を育てるとともに、感覚・運動機能の発達を促進し、あわせて、障害児・健常児の別なく、子ども・親・ボランティア等のふれあいの場を提供し、子どもの健全育成を図る。
	事業内容	小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日の10時から12時の間、福祉会館において開催。運営は、ボランティアグループ『トウインクル』による。		
	年次目標	子どもたちには安全な遊び場として、親には子育て中の仲間との出会いや情報交換となるよう運営する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
小地域福祉活動	ふれあい いきいきサロン 事業	3,700 千円	H13.5	ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。
	事業内容	自治会を実施主体に、自治会館等、参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアが一緒に内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。 利用対象は、おおむね65歳以上の高齢者とするが、開催頻度も含め、実施主体ごとに設定していく。		
	年次目標	・40自治会を目標に、新たに開設いただけよう自治会に働きかけていく。 ・事業開始から15年を迎える中、これから先も自治会の事業として継続していただける事業とするための事業の見直しや改善に取り組む。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
生きがい創り活動	喜寿お祝い写真 贈呈事業	174 千円	H10.9	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。
	事業内容	9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈る。		
	年次目標	敬老月間の事業として、数え年77歳を迎える方に、1人でも多くの人に応募いただけるよう、広報に努める。		

★ 楽々くらぶ事業 の受託	8,261千円	H18.4	地域支援事業の一環として、スクリーニングにより把握した特定高齢者に対し、週1回、5会場で「楽々くらぶ」を開催する。地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき、「運動器の機能向上」や「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のメニューを提供する。
	町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要支援を受けた方は除く）を対象に、福祉会館・コミュニティセンターを会場に、①運動教室 ②健康チェック ③送迎サービス ④給食サービス（月1回） ⑤レクリエーション（月1回）を提供する。1人あたりの利用頻度は、月4回。利用料200円/回 昼食があるときは600円/回） ・高齢者の地域における居場所を提供し、介護予防に必要な栄養、口腔について情報の提供や身体機能の維持向上を目指す。 ・29年度からの地域支援事業の完全移行にむけて、行政との連携をはかり運営体制を整える。		

〔Ⅱ〕 ボランティア活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
学習機会の提供	養成講座の開催事業	—	S58.9	広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。
	事業内容 年次目標	要約筆記初級講座・学生を対象とした夏休みボランティア体験教室（保育体験など）・点訳ボランティア養成講座など 講座修了後の活躍の機会などをふまえ、開催のPRに努めると共に、今後の継続的な活動を見据えた事業の実施に取り組む。		
交流・ネットワ ークの推進	ボランティア連絡 会、各ボランティア グループの支援	—	S58.9	ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や、ネットワークを構築する。
	事業内容 年次目標	手話中級講座、ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動資材の整備・自主研修費の助成・研修会や活動に関する情報提供、助言。 ボランティア同士の交流を深めるためのボランティアの集いの開催。また、視覚障害者団体と朗読グループの交流研修会を開催。 ボランティアグループと日頃から意見交換を行い、地域ニーズと活動者を有機的につなかりをつくる。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
情報の収集・提供・発信活動	ボランティア情報誌発行事業	—	S58.9	情報誌で、広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽なものにする。
	事業内容	「みてみて」発行 1回/年		
	年次目標	ボランティア活動の実態や生の声を記事に盛り込み、ボランティアに対する関心と意欲を感じていただけるような情報の掲載に努める。		
	事業名	事業費	事業開始	事業目的
マッチング・支援活動	コーディネート事業	—	S58.9	活動希望者と活動先の需給調整、登録
	事業内容	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。		
	年次目標	活動希望者と地域のニーズに対し、スムーズに対応できるように双方の情報収集に努める。募集情報については、情報メール、掲示板等の充実化を目指す。また、ボランティア登録要綱の整備を図る。		
	事業名	事業費	事業開始	事業目的
災害時支援活動	生活相談員の養成	—	H27.4	災害により福祉避難所の開設に至った際、その避難民を対象に不安の軽減を図るため傾聴等の支援を行う相談員の養成を行う。
	事業内容	福祉避難所開設時に配置する生活相談員の養成を行う。		
	年次目標	講座を開催し、開設時、活動に協力できる方の登録を行う。		
	事業名	事業費	事業開始	事業目的

〔Ⅲ〕 一般福祉活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
当事者組織への支援活動	各種団体への助成	285千円	—	各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動の支援を行なう。
	事業内容	各種団体・当事者組織の事業計画に基づき申請により助成する。また、活動の支援を行う。		
	年次目標	各種団体・当事者組織の自主活動の支援する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
福祉学習活動	福祉学習指定校の指定	100 千円	S62.4	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。 播磨南小学校、蓮池小学校、播磨小学校、播磨西小学校、県立播磨南高校 以上5校。 1校につき20,000円/年助成。3年間の県社協の指定校制度を終了した学校に対し、活動を継続できるよう助成し、活動の助言等を行う。 より効果的で有意義な取り組みができるよう、各学校での福祉に関連する取り組みの情報収集を行い、学校間で共有できるようはたらきかける。
	事業内容			
	年次目標			
	事業内容			
啓発・広報活動	事業名	事業費	事業開始	事業目的
	社協だよりの発行	1,228 千円	S44.6	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図る。
	事業内容			
	年次目標			社協だよりの発行『ゆう&あい』の毎月24日発行 社会福祉協議会の活動を知り、身近に感じていただくための広報媒体として、より見やすく、よりわかりやすくをモットーに発行に取り組む。
	ホームページの開設	253 千円	H10.4	広範囲な人を対象に、当社協の活動を周知するとともに、情勢に即応した新しい情報をタイムリーに発信し、福祉の向上を図る。
	事業内容			インターネットを使い、情報を発信する。 Eメールを活用し、双方向の情報交換を行う。
	年次目標			・ホームページは、タイムリーな情報発信が可能であることから、全部署が有効に活用し、情報発信する。 ・情報掲示板において、地域の機関・団体の活動やイベントを発信する場として、活用してもらおう。 ・ホームページを通して問合せも増え、窓口に来ることがむずかしい方への相談窓口として活用していく。
	福祉フェアの実施	188 千円	H8.6	社会福祉協議会や社協事業を周知するとともに、障害者理解やボランティア活動等への啓発を目的とする。
	事業内容			手話体験・点訳体験・要約筆記体験など（旧福祉大会を28年度より改称。回数は第21回となる。）
	年次目標			町内在住のボランティアだけでなく、障害のある方にも協力、参加していただけるようはたらきかけ、住民間の交流の機会となるよう努める。

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
相談所の開設	心配ごと相談所の開設	204 千円	S37.1	広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行なって、地域住民の福祉の増進を図る。
	事業内容			毎週火曜日 13 時から 16 時の 3 時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員 8 名により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助を行なう。
	年次目標			身近なよろず相談窓口として、どこへ相談に行けばよいか悩まれている方に利用いただけるよう広報に努める。
	事業内容			・ 毎月第 1 火曜日の 13 時 30 分から 15 時 30 分の 2 時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施する。
	年次目標			・ 実施にあたっては、心配ごと相談を受けてもらい、問題解決上必要と判断した場合に予約とする。 貴重な専門相談である法律相談を有効活用していただき、心配ごと相談とともに広報活動に努める。

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
資金の貸付	生活福祉資金の貸付	—	S34.4	低所得・高齢者・障害者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じて必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにする。
	事業内容			対象：①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 資金の種類：①福祉資金 ②教育支援資金（教育支援費・就学支援費） ③総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ④臨時特例つなぎ資金
	年次目標			⑤不動産担保型生活資金 ⑥要保護世帯向け不動産担保型生活資金 生活困窮者への支援として、世帯が自立し、安定した生活が送れるよう、単に資金の貸付相談ではなく、生活にかかわる総合相談として捉え、自立相談支援関等と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。
	特別支援資金の貸付	100 千円	S35.9	生活保護法にいう被保護者、要保護者の世帯または低所得者層と思われる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸付ける。
	事業内容			対象：生活保護法にいう被保護者、要保護者の世帯または低所得者層と思われる世帯 貸付限度額：50,000 円 償還期間：12ヶ月以内
年次目標			生活福祉資金と同様に、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。	

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
募金活動	社協会費	4,741千円	S58.6	社協会員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。
	事業内容	普通会費1戸500円 特別会費5,000円 とし、7月より集金。		
	年次目標	社協活動の理解につとめ、多くの方に賛同していただけるように取り組んでいく。		
	共同募金	2,883千円		住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。
	事業内容	・兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会の実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 ・配分金を、地域福祉推進のために有効に活用する。		
	年次目標	配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用する。		
	歳末募金	1,500千円	S26.12	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、福祉活動を展開する。
	事業内容	・自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯において対象世帯にお見舞金を届ける。		
	年次目標	募金に協力していただけただけでもよい啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。		
	善意銀行	463千円	S38.8	地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。
事業内容	・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払出を行う。			
年次目標	地域住民の善意を生かせるよう運営を行う。			

[IV] ★地域包括支援センター

事業費	事業開始	事業目的
47,254千円	H18.4	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。

事業名	具体的な内容
総合相談支援	①関係機関等からの情報収集により、訪問等による実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。
権利擁護	①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って速やかな虐待対応を行う。 ③認知症サポーターを養成、組織化し、認知症の人の支援者を増やす。
介護予防ケアマネジメント	①介護予防事業に関するモニタリングを行う。 ②予防給付に関するケアプランの作成、サービスマネジメント、給付管理をする。
包括的・継続的 ケアマネジメント	①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るための事例検討会や情報提供を行う。
その他啓発活動	①地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。 ②シニア元氣アップ出前講座を行い、介護予防活動を支援する。 ・社会福祉協議会と協働して「支えあいマップ」を推進し、地域での見守り、支え合い活動の仕組み作りを支援する。 ・民生委員・児童委員との定期的な連絡会を開催し、地域課題の早期発見・解決に向けた取り組みを強化する。 ・権利擁護まちづくり委員会に参画し、権利擁護の意識を高め、権利擁護センター開設へ向けた取り組みに協力する。 ・認知症サポーターや介護支援ボランティア等の支援者を養成し、円滑な活動を支援する。 ・個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント力の向上を図る。 ・介護予防・日常生活支援総合事業開始に向け、関係機関と連携し、準備を進める。
年次計画	

[V] ゆうあい園運営事業

事業費	事業開始	事業目的
23,603千円	S58.5 H21.4	利用者に対し、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。
方針	関係市町、地域の保健・医療・福祉・福祉サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供する。	
年次計画		①利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、それに基づきサービスを提供する。 ②個人の適性に応じた作業を提供するために、新規作業を開拓し、作業内容を充実させる。 ③余暇活動・機能訓練等を通して、利用者の健康維持増進に努め、生活の質を高める。 ④家族・関係機関・ボランティア等と連携し、利用者にとって安全で住みやすい地域であるように努める。

〔VI〕介護保険事業

区分	事業名	事業開始	事業目的
ホームヘルパー ステーション	介護保険事業	H12.4	総事業費 22,971千円
	方針	サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側に立って運営することを基本方針とし、職員 の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。	
	年次計画	① 内部研修や外部研修を活用し、職員の資質を高める。 ② 各居宅介護支援事業者や地域包括支援センターと連携を図る。 ③ 安定した運営を図るため、人材の確保に努める。 ④ 各種マニキュアの見直しや整備を行ない、職員への周知徹底を図る。	
	★高齢者生活支援型 ホームヘルプサービスの受託運営	H12.4	身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者がホームヘルパーの派遣を必要とする場合、その費用の一部を助成することにより、高齢者が健全で自立した安らかな生活が営むことができるよう援助する。
障害者総合支援法 に基づく居宅介護事業	内容	対象者：町内に在住する者で、介護保険対象外であるが、日常生活上援助が必要と認められるおおむね 65歳以上の要介護高齢者がいる家庭。 内容：①身体介護に関すること ②家事に関すること ③相談・助言に関すること	
	内容	身体障害者(児)・知的障害者(児)に対し、自立と社会参加を促進す るために、適正な居宅介護を提供する。	
	内容	対象者：身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者 内容：①身体介護に関すること ②家事に関すること ③外出時における介護	
デイサービスセンター	介護保険事業	H12.4	総事業費 98,641千円
	方針	サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制(人員及び設備)の確保を行い、利用者個々 の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく 優しく元気よく丁寧」事業運営に当たつて、職員個々の介護の知識・技術の向上を 目指して、合わせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状 態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づき適正な通所介護ならびに介護予防通所介護を提 供することと、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、 喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。	

方針の達成の為、

①利用者の生活自立の助長と安心・安全な生活の質の保持と向上のため、本人・家族・介護者との対話を大切に、心身の状態把握と意向・希望を聴き取り、ニーズ把握に努める。

②把握したニーズ、状態に応じたサービス提供のため、ニーズを踏まえた通所介護計画を作成して、定期的な必要に応じた見直しを行い、サービス提供を行う。

③通所介護計画書の作成に当たっては、担当ケアマネジャー立案のケアプランに即すること、また必要時のプランの変更の提案を行い、日常的に本人のニーズに応じた過ごし方が出来ているのかに着眼してサービス提供に当たり、毎日のミーティング等を通じて、評価・見直しを行っていく。

④介護支援専門が召集するサービス担当者会議へ積極的に参加して、本人・家族、ケアマネジャー、各サービス提供事業所との連携協力の下、本人の安定した生活向上に寄与するようサービス提供することに努める。

⑤ 選択制メニューの充実・拡充、ニーズに即した内容にするため、希望アンケートの実施また日頃の参加の様子を見ながら地域ボランティアの協力や新規協力ボランティアの開拓もしながら、レクリエーションを実施する。

⑥生活行為能力の向上に着目した運動やレクリエーションの実施で家庭内自立の促進を意識したサービス提供を行う。

⑦認知症利用者の増加に伴うケアの質の確保と向上のための研修を実施する。

★障害者日中一時
支援事業

H18.4

社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびにご利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかるため、身体障害者に対し、適正なサービスを提供する。

内容：町内に在住する18歳以上の身体障害者
内容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常動作訓練（機能訓練・レクリエーション）⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧非世援助

★身体障害者短期入所事業

H12.4

身体障害者の介護を行う者の疾病その他の理由等により、障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障害者およびその家族の福祉の向上を図る。

内容 対象者：町内に在住する在宅の障害者
利用期間：7日以内

介護保険事業

H12.4

総事業費 20,988千円

方針 要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを活用して利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅介護支援事業所

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員一人当たりの担当件数は、要介護者・要支援者を含め39件を目安とする。 ・次のことを心がけながら、件数を確保できるよう努める。 ① 利用者の心身状況とその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアプランを作成し、利用者の心身状況や家族・環境の変化に応じ、居宅サービス計画の見直しや変更を行なう。 ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行なう。 ③ 事業運営にあたっては、播磨町や医療機関・地域包括支援センター・他のサービス事業所、介護保険施設等との連携に努める。 ④ 行政への各種申請代行を行なう。 ⑤ 播磨町及び他市町村からの介護認定調査委託を受ける。 ⑥ 利用者へのサービスの質の向上のために、効果的な研修を実施する。 	<p>年次計画</p>
--	--	-------------

〔VII〕 公益事業

事業名	事業費	事業開始
★福祉会館の受託運営	19,905千円	S62.4
★福祉しあわせセンターの受託運営	6,015千円	H12.2

〔VIII〕 第4次地域福祉推進計画

重点目標その1 自治会エリアで見守り・支えあいの仕組み作りを目指す	
活動目標1 民生委員児童委員協議会ならびにコミュニティセンター区ごとの自治会長会と懇談会を開催	<p>各地域で話し合いを行うに当たり、担当民生委員の方にも参加・協力が得られるようにはたらきかける。</p>
① 民生委員児童委員協議会との懇談会、計画の説明会を開催	適時、「ささえあいマップづくり」に関する手法や「助けられ上手講座」の案内・説明会に関する協力をご依頼する。
② コミュニティセンター区ごとの自治会長会の場を借りて懇談会、計画の説明会を開催	

<p>活動目標 2 各自治会と懇談会を実施し、福祉連絡会（仮称）の組織化をはたらきかけ</p>	<p>①各自治会エリアで懇談会を開催し、地域での見守り・支えあい活動の必要性について理解を広げる</p> <p>②モデル自治会を依頼し、一緒に福祉連絡会（仮称）を立ち上げ、活動支援を行う</p>	<p>「ささえあいマップづくり」の目的や手法と「助けられ上手」を目指す心構えなどの内容を盛り込んだ講座を開催し、適宜各自治会エリアでの懇談会の開催を目指す。</p> <p>これまで「ささえあいマップづくり」に取り組まれた地域と継続して関わりを持ち、課題の発見や対応について支援を行う。</p>
<p>活動目標 3 コミュニティセンター区ごとに福祉ネットワーク会議（仮称）設置へのはたらきかけ</p>	<p>①福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援</p> <p>②モデルのコミュニティセンター区で、福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援</p>	<p>「ささえあいマップづくり」に取り組む地域の事前事後の状況など、他地域の方へ情報をお伝えできるよう整理し、適宜、相互の情報交換の場を設けていく。</p> <p>「ささえあいマップづくり」の開催状況をふまえ、設置に向けたはたらきかける。</p>
<p>活動目標 4 行政や民生委員児童委員協議会等の関係機関・団体との連携、協働をすすめる</p>	<p>①行政や関係機関・団体へ調査の結果や計画の説明を行い、周知・理解促進を図る</p> <p>②福祉連絡会の設置に向けて、研修会の実施等、必要に応じて行政・関係機関と協働して取り組む</p>	<p>「ささえあいマップづくり」の手法や目的について、行政や関係機関・団体と協働していきけるよう周知・理解促進を行う。</p> <p>関係機関と協働して取り組む。</p>
<p>重点目標その 2 地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会を目指す</p>		
<p>活動目標 1 社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、事業・組織体制を見直し</p>	<p>①社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、社協事業・組織体制の見直しをはかる</p> <p>②事業・組織の見直しにより、事務局に地域福祉担当を設ける</p> <p>③播磨町社協の強みでもある、介護・在宅福祉サービスの専門性や職員力を地域の福祉活動につなげる</p> <p>④事務局職員と介護・福祉サービス専門職とが、総合的に地域福祉活動を支援する</p>	<p>委員会を開催、事業及び体制について見直しを図る。</p> <p>事務局の体制、各職員の担当事業について見直しを図る。</p> <p>介護・在宅福祉サービス事業専門部署の専門性を、地域における見守り活動等の活性化にも活かしていく。</p> <p>事務局職員と介護・福祉サービス専門職が一体となって、地域の課題解決に向け支援していく。</p>
<p>活動目標 2 地域の福祉活動を推進・支援する職員（コミュニティワーカー）を育成</p>		
<p>①職員の研修計画を作成し、職場内研修や外部研修を通してコミュニティワーカーとしての感性や技術向上に努める</p>	<p>②社協の全職員が地域福祉の視点を持ち、それぞれの専門性を活かして、何らかのかたちで、地域福祉活動に携わる機会を設ける</p>	<p>職場内研修を随時実施する。また、外部研修にも、様々な職員が積極的な参加に努める。</p> <p>社協事業・組織検討委員会やプロジェクト会議を通して、職員一人一人が地域福祉の視点をもち、それぞれの専門性を活かして、様々な面で地域福祉活動に関わっていくように努める。</p>